

市内事業者の皆様へ

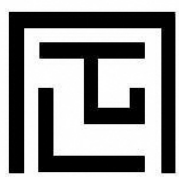
# 子メーターの有効期限切れに注意！

## 電気・ガス・水道などのメーターは、有効期限があります！

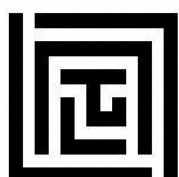
電気・ガス・水道は、その使用量に応じて料金の請求・支払いが行われます。この使用量を計測するためのメーターは、計量法に定める検定に合格し、検定証印等【下図】が付されたものを使用しなければなりません。また、これらのメーターには法で定められた有効期限【下表】があり、この有効期限が切れる前に、検定済のメーターに取り替える必要があります。

なお、有効期限切れのメーターを使用している場合、計量法に基づく罰則規定があります。

【図 検定証印等】



検定証印



基準適合証印

【表 各メーターの有効期限】

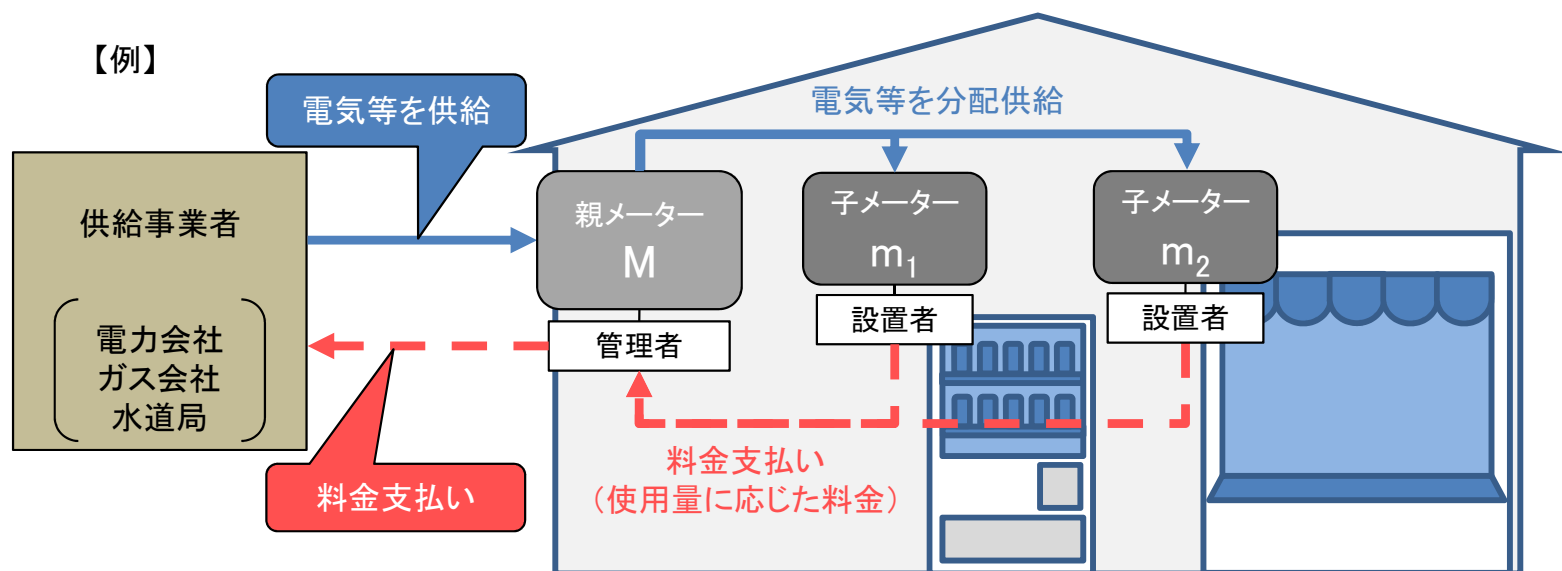
メーターの種類	有効期限
電気メーター(一般用)	10年又は7年
電気メーター(変成器付)	7年又は5年
ガスメーター(都市・プロパン)	10年
水道メーター	8年

## メーターには「親メーター」と「子メーター」があります！

親メーター(M)：供給事業者が料金請求に使用しているメーター。  
有効期限が切れないように供給事業者が取り替えています。

子メーター(m)：建物・施設の所有者や管理者が一括で払った光熱水費を使用者等に配分するために使われるメーター。**親メーターと同様に有効期限内のメーターでなければなりません。**

【例】



自動販売機やテナントの電気料金等をメーターから算出して管理者へ支払う場合、そのメーターは子メーターとなり、有効期限が切れないように管理・交換する必要があります。

交換は供給事業者が行うのではなく、管理者又は設置者が行う必要があります。

## 有効期限を確認し、適正な管理をお願いします！

宝塚市消費生活センター(月～金曜日(土日祝日を除く) 9時から17時30分)

電話:0797-81-4185